

年金記録訂正請求に係る答申について

関東信越地方年金記録訂正審議会
(神奈川県担当部会)
平成28年1月13日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの	5件
厚生年金保険関係	5件
(2)年金記録の訂正を不要としたもの	5件
厚生年金保険関係	5件

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500378号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500139号

第1 結論

請求者のA事業所における標準賞与額に係る記録を、平成24年6月15日は19万1,000円に、同年12月14日は22万1,000円に訂正することが必要である。

上記の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成24年6月15日及び同年12月14日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和24年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : ① 平成24年6月15日
② 平成24年12月14日

A事業所において、平成24年6月15日及び同年12月14日に賞与が支払われていたが、厚生年金保険の記録では、保険給付の対象とならない記録(厚生年金保険法第75条本文該当)になっている。賞与から厚生年金保険料が控除されていたはずなので、保険給付の対象となる記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

A事業所から提出された給与支給台帳及び請求者が提出した支給明細書兼領収書等により、請求者は、平成24年6月15日に19万1,000円、同年12月14日に22万1,000円の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成24年6月15日及び同年12月14日の請求者の健康保険厚生年金保険被保険者賞与支払届を、年金事務所に対し、保険料を徴収する権利が時効により消滅した後に提出し、厚生年金保険料についても納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成24年6月15日及び同年12月14日に係る厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行していないと認められる。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500320号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500145号

第1 結論

請求者のA社における昭和62年10月1日から昭和63年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。訂正後の標準報酬月額については、昭和62年10月から昭和63年7月までは、15万円から26万円とし、同年8月及び同年9月は、15万円から32万円とする。

昭和62年10月1日から昭和63年10月1日までの訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険法第75条ただし書の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和18年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和62年10月1日から昭和63年10月1日まで

私が、A社に勤務していた期間のうち、請求期間の標準報酬月額が、厚生年金基金の当該期間に係る標準報酬月額と相違していることが、厚生年金基金からの連絡により判明した。調査の上、請求期間について標準報酬月額を訂正してほしい。

第3 判断の理由

A社に係るオンライン記録において、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は15万円と記録されているが、B厚生年金基金から提出された請求者に係る厚生年金基金加入員台帳によると、請求者の請求期間に係る標準報酬月額は、昭和62年10月から昭和63年7月までは26万円、同年8月及び同年9月は32万円と記録されていることが確認できる。

また、A社は、「厚生年金保険と厚生年金基金に提出する届出書は、複写式であった。当時の資料は保管していないが、厚生年金基金に提出していたものと同一内容の届出書を社会保険事務所(当時)に提出していたはずである。」と回答している。

さらに、B厚生年金基金は、「厚生年金保険と厚生年金基金に提出する届出書は、複写式であった。また、請求者に係る厚生年金基金加入員台帳において、厚生年金基金の記録が事後訂正された形跡は見当たらない。」と回答している。

これらを総合的に判断すると、事業主が社会保険事務所に届け出た標準報酬月額は、昭和62年10月から昭和63年7月までは26万円、同年8月及び同年9月は32万円であったと認めら

れることから、請求者の請求期間に係る標準報酬月額記録を訂正することが必要である。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500321号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500146号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を17万9,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和47年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る記録が無い。

しかし、請求期間について、賞与が支給され、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、標準賞与額を記録し、保険給付の対象となる期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

B銀行C支店から提出のあった請求者に係る普通預金元帳及び請求者の同僚の請求期間に係る賞与明細書の写しから、請求者は、請求期間に17万9,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川県)(受)第1500333号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川県)(厚)第1500147号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を20万3,000円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでないと認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和44年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成15年12月25日

年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る記録が無い。

しかし、請求期間について、預金通帳を確認したところ、賞与が振り込まれており、厚生年金保険料も控除されていたはずなので、標準賞与額を記録し、保険給付の対象となる期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求者が保管する預金通帳の写し及び請求者の同僚の請求期間に係る賞与明細書の写しから、請求者は、請求期間に20万3,000円の標準賞与額に相当する賞与の支払を受け、厚生年金保険料を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らかでないと判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの

厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500381号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500148号

第1 結論

請求者のA社における平成15年12月25日の標準賞与額を17万円に訂正することが必要である。

平成15年12月25日の標準賞与額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準賞与額として記録することが必要である。

事業主が請求者に係る平成15年12月25日の標準賞与額に基づく厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、明らかでない認められる。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請求期間 : 平成15年12月
年金記録を確認したところ、A社に勤務していた期間のうち、請求期間に支給された賞与に係る記録が無い。

しかし、請求期間について、賞与明細書を所持しており、厚生年金保険料が控除されているので、標準賞与額を記録し、保険給付の対象となる期間に訂正してほしい。

第3 判断の理由

請求期間について、請求者が保管する賞与明細書により、請求者が、当該期間において賞与額(17万円)の支払を受け、当該賞与額に基づく標準賞与額(17万円)に見合う厚生年金保険料(1万1,543円)を事業主により当該賞与から控除されていたことが認められる。したがって、請求者の当該期間に係る標準賞与額については、賞与明細書で確認できる賞与額及び厚生年金保険料控除額から、17万円とすることが必要である。

また、請求期間の賞与支給日については、同僚が保管する賞与明細書及び貯金通帳の写しから、平成15年12月25日とすることが妥当である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、平成15年12月25日の賞与について、請求者の厚生年金保険被保険者賞与支払届を社会保険事務所(当時)に対し提出したか否か、また、厚生年金保険料を納付したか否かは不明と回答しているところ、これを確認できる関連資料及び周辺事情はないことから、明らか

でないとは判断せざるを得ない。

また、政府の当該保険料を徴収する権利が時効により消滅する前に、事業主が請求どおりの厚生年金保険被保険者の賞与額に係る届出を社会保険事務所に対して行ったか否かについては、これを確認できる関連資料及び周辺事情がないことから、行ったとは認められない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500353号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500140号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険の標準賞与額の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 女
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和57年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成19年8月

A社より支払を受けた平成19年8月の賞与から、厚生年金保険料を控除されていたにもかかわらず、厚生年金保険の記録に当該賞与の記録が無い。調査の上、記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

A社が保管する請求者に係る平成19年の賃金台帳において、請求期間の賞与の支給は確認できない。

また、A社は、「請求者については、請求期間において、賞与を支給する雇用契約とはなっていない。」と回答している。

さらに、A社から提出された、請求者に係る平成19年分の給与所得の源泉徴収票から、請求期間に係る賞与が支給され、当該賞与に係る厚生年金保険料を控除されていたことを確認できない。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について、確認できる関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険の被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により賞与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500334号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500141号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和13年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年12月1日から昭和40年1月1日まで

私は、A社に入社した後に、昭和40年1月に関連会社のB社に異動したが、請求期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。継続勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の従業員の陳述から、請求者が請求期間にA社又はB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者と同様に請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い従業員が所持している給与明細書では、請求期間の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、請求者と同様に請求期間に被保険者記録が無い従業員25名に照会したところ、20名から回答があったが、請求者の厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、A社及びB社の当時の事業主は死亡しており、後任の事業主は、「請求期間当時の従業員の資料を保管していないことから、請求者の勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500335号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500142号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和21年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年12月1日から昭和40年1月1日まで

私は、A社に入社した後に、昭和40年1月に関連会社のB社に異動したが、請求期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。継続勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

雇用保険の記録及び複数の従業員の陳述から、請求者が請求期間にA社又はB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者と同様に請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い従業員が所持している給与明細書では、請求期間の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、請求者と同様に請求期間に被保険者記録が無い従業員25名に照会したところ、20名から回答があったが、請求者の厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、A社及びB社の当時の事業主は死亡しており、後任の事業主は、「請求期間当時の従業員の資料を保管していないことから、請求者の勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500336号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500143号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和14年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年12月1日から昭和40年1月1日まで

私は、A社に入社した後に、昭和40年1月に関連会社のB社に異動したが、請求期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。継続勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

複数の従業員の陳述から、請求者が請求期間にA社又はB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者と同様に請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い従業員が所持している給与明細書では、請求期間の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、請求者と同様に請求期間に被保険者記録が無い従業員25名に照会したところ、20名から回答があったが、請求者の厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、A社及びB社の当時の事業主は死亡しており、後任の事業主は、「請求期間当時の従業員の資料を保管していないことから、請求者の勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。

厚生局受付番号 : 関東信越(神奈川)(受)第1500337号
厚生局事案番号 : 関東信越(神奈川)(厚)第1500144号

第1 結論

請求期間について、請求者のA社における厚生年金保険被保険者資格の喪失年月日の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

1 請求者の氏名等

氏 名 : 男
基礎年金番号 :
生 年 月 日 : 昭和16年生
住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 昭和39年12月1日から昭和40年1月1日まで

私は、A社に入社した後に、昭和40年1月に関連会社のB社に異動したが、請求期間の厚生年金保険被保険者の記録が無い。継続勤務していたので、調査の上、請求期間を厚生年金保険の被保険者期間として記録を訂正し、年金額に反映してほしい。

第3 判断の理由

複数の従業員の陳述から、請求者が請求期間にA社又はB社に勤務していたことが確認できる。

しかしながら、請求者と同様に請求期間の厚生年金保険の被保険者記録が無い従業員が所持している給与明細書では、請求期間の厚生年金保険料が給与から控除されていないことが確認できる。

また、請求者と同様に請求期間に被保険者記録が無い従業員25名に照会したところ、20名から回答があったが、請求者の厚生年金保険料の控除について具体的な陳述を得ることはできなかった。

さらに、A社及びB社の当時の事業主は死亡しており、後任の事業主は、「請求期間当時の従業員の資料を保管していないことから、請求者の勤務実態及び保険料控除等について確認することができない。」と回答している。

このほか、請求者の請求期間における厚生年金保険料の控除について確認できる給与明細書等の関連資料及び周辺事情はない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、請求者が厚生年金保険被保険者として請求期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたことを認めることはできない。